

雇用調整助成金に係る特例について

1 特例の考え方

災害が長期化したり、復旧までに長時間を要することにより、①人的・物的交通の阻害又は途絶、②需要の減少又は集客の困難、③従業員の出勤困難、④事業所の損壊及び早期修復不能による事業活動の阻害等の経済上の理由が生じ、当該地域の事業所において事業活動の縮小を余儀なくされる場合について、必要に応じ、当該地域を特例的に助成措置の対象とするものである。

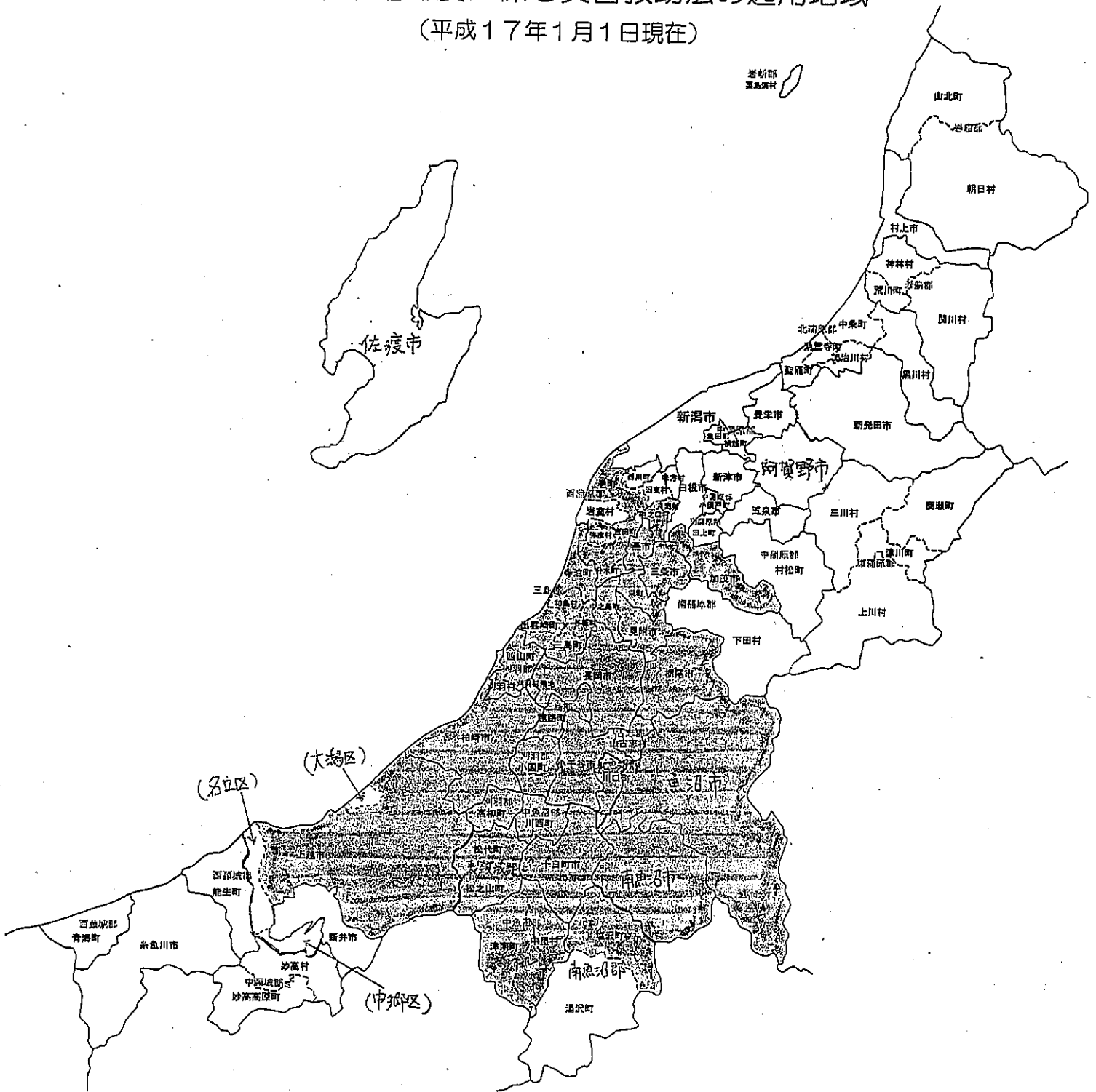
2 過去の事例

	災害	災害発生時	特例措置開始日
①	雲仙普賢岳噴火	平成3年6月3日噴火	平成3年8月1日
②	北海道南西沖地震	平成5年7月12日地震	平成5年9月10日
③	阪神・淡路大震災	平成7年1月17日地震	平成7年1月23日
④	有珠山噴火	平成12年3月31日噴火 (3月29日避難勧告)	平成12年4月14日
⑤	三宅島噴火	平成12年6月26日噴火 (7月15日避難勧告)	平成12年8月29日

新潟県中越地震に係る雇用調整助成金の特例措置の内容

事 項	措 置 内 容
対象事業主	① 新潟県中越地震に係る災害救助法の適用地域内に所在する事業所の事業主 【別紙参照】 ② 地震に伴う交通の遮断等により利用者が減少し、深刻な影響を受けている事業主 【例えば、佐渡島の旅館等】
指定期間	1 年
助成率	1 / 2 (中小企業 2 / 3)
対象被保険者の範囲	新規学卒者も含め、被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の被保険者も対象とする
事業活動の縮小状況 (生産指標・雇用指標)	災害後の向こう3か月間の平均(計画を含む)と災害前の3か月間の平均とを比較して判断 (※通常は、最近6か月の平均と前年同期の平均とを比較して判断)

新潟県中越地震に係る災害救助法の適用地域 (平成17年1月1日現在)



新潟県長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、栃尾市、上越市（大潟区、中郷区及び名立区の区域を除く。）、魚沼市、南魚沼市、西蒲原郡弥彦村、分水町、吉田町、巻町、月潟村若しくは中之口村、南蒲原郡栄町若しくは中之島町、三島郡越路町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町若しくは寺泊町、古志郡山古志村、北魚沼郡川口町、南魚沼郡塩沢町、中魚沼郡川西町、津南町若しくは中里村、刈羽郡高柳町、小国町、刈羽村若しくは西山町、東頸城郡松代町若しくは松之山町